

部品 用品 整備

最新動向

テクノレーダー

21

ハンズフリーキット

法改正によりニーズが高まるハンズフリーキットの基礎知識集

運転中の通話は罰則の対象！

11月1日に改正道路交通法が施行され、手で持っている「携帯電話」などによって通話を行ったり、またはその画面を注視する行為が罰則の対象になったのはご存知だろうか？

これまで運転中の携帯電話の使用は、事故や危険を生じさせた場合のみ罰則の対象となっていたが、危険を生じさせるさせないに関わらず行政処分1点と普通自動車が6,000円、大型自動車7,000円、原動機付自転車5,000円の反則金が課せられることになった。

今回の法改正により「運転中は携帯電話を持たない！見ない！」が徹底されることになったわけだが、必ずしも携帯電話の使用が禁止されたわけではない。いうまでもなく、クルマを路肩に移動して一旦停止させれば何も問題なく使用できる。

また、手で保持した状態で携帯電話を使用しないことを前提に「ハンズフリーキット」を使用すれば、法律に触れずに運転中の通話ができる。

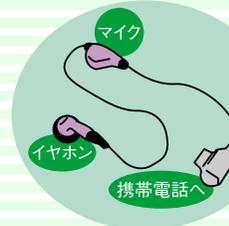
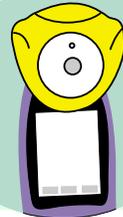
ハンズフリーキットを使っても取締りの対象になる!?

市販の汎用ハンズフリーキットには、センターコンソールやバイザーなど室内の一部にマイクとスピーカーを据え置くタイプのほか、運転者がイヤホンを耳に装着して通話相手の声を聞き取るタイプもある。

前者は、受話口部分に「FMトランスミッター」とマイクを内蔵し、通話相手の声をカーラジオを通じて室内スピーカーから聞けるものなどがあり、後者はスピーカーとマイクが組込まれた「イヤホン」を耳に装着するものが大半を占めている。どちらのタイプも「サイレン・踏切の警報・クラク

FM内蔵タイプ

FMトランスミッターとマイクを内蔵し、カーラジオの周波数を合わせれば通話相手の声を室内のスピーカーを通じて聞くことができる。なお自分の声は携帯電話のマイクが拾う。



イヤホンタイプ

イヤホンとマイクが1本のケーブルで結ばれたタイプ。イヤホンを耳に装着すると、ちょうど口もと辺りにマイクが置かれる設計になっている。

ション」といった安全運転のために必要とされる“情報音”が聞こえる状態であれば使用できるが、それが聞こえないほどの大音量で通話をした場合、条例違反（*東京都道路交通規則第8条3号・安全運転遵守事項）となるので注意が必要だ。

また、警察側としては「クルマの運転をするときには携帯電話の電源を切ったり、ドライブモードに設定して呼出音が鳴らないようにすることが望ましい」と考えており、たとえハンズフリーキットを利用していてもクルマの運転に対する注意力が半減するようなら、取締りの対象とする姿勢だ。

ハンズフリーキットは、法改正に伴い需要が増えると予想され、整備工場としても基礎的な知識だけでも備えておきたいものだが、健全な自動車社会の発展に貢献すべき立場として、特にハンズフリーキットの利用を顧客に勧める場合には、その機能や操作の説明だけでなく「安全運転の心構え」についても、あらためて適切なアドバイスが求められるといえそうだ。

※東京都道路交通規則 第8条3号

高音でカーラジオ等聞き、またはイヤホン等を使用してラジオを聴く等、安全運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえない状態で車両等を運転しないこと。